

## 議案第2号

### 北名古屋市手数料条例の一部改正について

北名古屋市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和6年2月22日提出

北名古屋市長 太田考則

### 提案理由

この案を提出するのは、戸籍法の一部改正に伴い、戸籍及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る手数料を新設するほか、所要の改正をするため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市手数料条例の一部を改正する条例

北名古屋市手数料条例（平成18年北名古屋市条例第59号）の一部を次のように改正する。

別表1 戸籍法関係手数料の表を次のように改める。

1 戸籍法関係手数料

事務	単位	金額	備考
戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項若しくは第10条の2第1項及び第3項から第5項までの規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若しくは第120条の2第1項の規定に基づく戸籍証明書の交付	1通	円 450	
戸籍法第10条第1項又は第10条の2第1項及び第3項から第5項までの規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	証明事項 1件	350	
戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報	戸籍電子 証明書提 供用識別 符号 1件	400	

<p>処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）</p>			
<p>戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項及び第3項から第5項までの規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若しくは第120条の2第1項の規定に基づく除籍証明書の交付</p>	1 通	7 5 0	
<p>戸籍法第12条の2において</p>	証明事項	4 5 0	

<p>準用する同法第10条第1項又は第10条の2第1項及び第3項から第5項までの規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付</p>	<p>1件</p>		
<p>戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当</p>	<p>除籍電子証明書提供用識別符号 1件</p>	<p>700</p>	

該発行を除く。)			
戸籍法第48条第1項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付、同法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付	1通 1通	350 1,400	婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、戸籍法施行規則（昭和22年司法省令第94号）第66条第2項の規定に基づく附録第21号書式による上質紙を用いる場合
戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届書その他市長の受理した書類を閲覧に供する事務又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務	書類又は届書等情報の内容を表示したもの 1件	350	

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。